

津市監査委員告示第9号

令和7年6月18日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和7年8月7日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和7年8月15日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	片	山		光
津市監査委員	安	積	む	つみ

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求書は、令和7年6月18日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 省略

3 請求の概要（ほぼ「請求書」原文のまま記載）

請求人（甲）〇〇 〇〇

該当特別職（乙）前葉 泰幸 津市長

該当職員（丙）地域連携課長

該当自治会（丁1）市営住宅の入居者のみの5の自治会

（丁2）それ以外の22の自治会

該当（丁1）市営住宅の入居者のみの5の自治会 会長

（丁2）それ以外の22の自治会 会長

(1) 経緯と請求の要旨

町・自治会交付金の過大請求について

<注>カに町・自治会交付金の過大請求問題の記述あり

ア 監査公表（令和2年度）定期監査・行政監査 津市監査委員告示第
1号 令和3年2月19日

<抜粋>

第7 監査の結果

2 市民部

(2) 地域連携課

(ア) 「町自治会交付金における加入世帯数の確認について」

町自治会交付金については、各自治会の加入世帯数に230円を乗じて得た額に、定額の1万5,000円を加算して交付金の額を決定しており、加入世帯数は、各自治会から提出される交付申請書に記載された申告件数としている。

住民基本台帳における町名と自治会名が一致している自治会について世帯数を確認してみると、大多数の自治会の加入世帯数は台帳上の世帯数と近似値となっ

ている一方で、台帳上の世帯数を大きく上回る自治会も複数見受けられた。

住民基本台帳上の世帯数を大きく超過する理由が見当たらない場合は、自治会員名簿の提示を求めるなど、より適正な加入世帯数の確認に努められたい。

＜甲＞ （乙）、（丙）は、監査委員より指摘を受けても、これまでに、なぜ有効な対策をとろうとしなかったのか？

イ 「津市、市営住宅自治会へ過剰に交付金 戸数を多く申告」中日新聞 2024年7月31日 津市の自治会活動への交付金事業で、複数の市営住宅の自治会が交付金額の算出根拠となる戸数を実際より多く申告し、過剰に受給していることが市への取材で分かった。市営住宅を担当する部署は正確な入居戸数を把握していたが、市役所内の連携が不十分で、自治会から申請を受け付ける部署が確認していなかった。

ウ 市政情報 報道発表資料 （丙） 2024年10月3日

「市営住宅の入居者のみで構成される自治会の令和6年度町自治会交付金の申請内容に関する調査結果について」 資料提供（投げ込み）
令和6年10月2日

（甲第1号証）＜抜粋＞

2 調査

(1) 調査対象

本市において市営住宅の入居者のみで構成される自治会は、朝夕住宅自治会、南阿漕住宅自治会、白塚団地第3自治会、ぜにやま団地自治会、藤方団地自治会、十五所団地自治会、桃里団地自治会及び青木団地自治会の8自治会です。

このうち、十五所団地自治会、桃里団地自治会及び青木団地自治会の3自治会については、町自治会交付金交付申請書に記載された町自治会の加入世帯数及び町自治会が配布する広報誌等の配布対象件数が住民基本台帳上の世帯数を下回っていたことから調査対象から除くこととし、次の5自治会を調査対象としました。

3 確認結果等

(2) 調査結果

市営住宅においては入・退居者が多く、客観的に入居状況を把握することが困難などの理由から、自治会内における申し送りにより、町自治会の加入世帯数及び広報誌等の配布対象件数を同数で申請するよう引き継がれていたことが判明しました。

4 今後の対応

5 自治会からの修正の申出に基づき、町自治会交付金の交付決定の一部取消及び交付金（差額分）の返還の手続きを進めます。

<甲> 各棟の班長等が、棟の郵便受けから推測できるのでは？

交付金要件を拡大適用し、できるだけ交付金を交付しようとする意識が、組織全体に通底している。

（甲第2号証）より抜粋

<〇〇〇〇自治会> 令和3年～令和6年度 過大請求表

自治会名	摘 要	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年訂正	過大数	返還金	乖離率 %	自治会長 報酬金返還
〇〇〇〇	加入世帯数	430	430	430	430	227	203	46,690	89	40,600
	広報配布数	430	430	430	430	226	204	220,320	90	

エ 「過剰受給、市営住宅以外も」読売新聞 オンライン 2024年10月5日

津市の自治会による交付金の過剰受給問題で、市営住宅以外の自治会でも戸数を多く申告して交付金を受け取っていたことが分かった。津市によると、市内には自治会が約100あるといい、他の自治会でも同様の事例がないか調査を始めた。津市の(乙)が4日の定例記者会見で明らかにした。

津市によると、問題となった市営住宅とは別の自治会に支給されている交付金について、誤りを指摘する住民監査請求があったため、市が調査したところ、申請された戸数が実際の戸数を上回っていた。

市は、他の自治会でも同様の事例がある可能性もあるとして、住民基本台帳と申請戸数を比較し、大きな乖離（かいり）がある場合は、自治会に聞き取るなどして調査を進めている。

<甲> 大きな乖離とは、どのような数値（%）であるのか不明で

ある。株式と同様に乖離率を考えると

乖離率＝（（申請世帯数－住民基本台帳上の世帯数）／住民基本台帳上の世帯数）×１００ となる。

＜甲＞ この数値を（甲第２号証）（甲第４号証）に記入した。そこから乖離率２％以上が対象となった事が読み取れる。乖離率は、世帯数が多い自治会程、基準上の世帯数が大きな値となるので運用するなら１％とすべきである。

オ 住民監査請求監査「町自治会交付金等の過大請求に関する事項」
津市監査委員告示第６号令和６年１０月８日

＜抜粋＞

２ 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 適法な監査請求であると判断したもの

津市町自治会交付金の過大請求について

請求人は、措置の請求のうち、（イ）及び（オ）において、平成２９年度から令和５年度まで、津市が〇〇自治会に支払った交付金及び〇〇自治会長に支払った報償金における過大請求分の返還請求を主張している。

これは、津市長が、規則第１３条に規定される交付金の返還請求権の行使及び報償金の返還請求を怠っているとの請求であると解されることから、本件監査請求は、法第２４２条第１項に規定される住民監査請求の対象とする財務会計行為としての「財産の管理を怠る事実」に該当する。また、本件監査請求は、最高裁判所判例でいういわゆる「真正怠る事実」に該当し、監査請求期間の制限が及ばない請求と解することから、適法な監査請求であると判断した。

３ 適法な監査請求に係る判断（交付金の過大請求について）

ア 合議に至った判断

本件監査請求の争点は、交付金、報償金の金額算定の基礎となる自治会への加入世帯数の範囲及び過大請求の事実の有無であると理解し、監査を実施した。

請求人は、法第２６０条の２第２項第３号の規定により、認可地縁団体である〇〇自治会の構成員となることができ

るものは個人であり、個人加入ではないアパートの管理会社関係、店舗、会社等は加入世帯数から除外すべきであると主張する。河芸総合支所地域振興課からの陳述では、アパートの入居者は、町自治会交付金に係る受付事務の進め方（市民部地域連携課作成）に基づき、加入世帯数に含めて申請できるとのことであったが、店舗、会社等の取扱いについては言及がなかった。

規則、要綱においても、加入世帯数の範囲は示されておらず、申請時には住民基本台帳上の世帯数を上回っていないか確認した上で交付金の交付確定を行っており、市として可能な範囲での審査はなされていることから、個人加入ではないアパートの住民を加入世帯数に含んでいるからと言って、過大請求があったとまでは言えない。

＜甲＞ （住民基本台帳の世帯数）を上回るか否かで判断することは、単純明快な方法である。

カ 監査公表（令和6年度）定期監査・行政監査 津市監査委員告示第1号 令和7年2月14日

＜抜粋＞

第8 監査意見

3 町自治会交付金の返還について

令和6年7月に「複数の市営住宅の自治会が交付金額の算出根拠となる戸数を実際より多く申告し、過剰に交付金を受給している」との新聞報道を受け、市において令和6年度分の申請内容について調査を行った結果、一部に過大申請があることが確認されたため、該当自治会から修正申出がなされ、町自治会交付金の一部が返還されることとなった。

また、河芸町地内の自治会においても、町自治会交付金について、同様の過大申請があるとの住民監査請求があり、対象部局に対し、過年度分も含めて事実関係を調査するよう勧告を行った結果、該当自治会からその一部が返還されることとなった。

町自治会交付金における加入世帯数の確認については、

より適正に行うよう、令和２年度監査結果報告において指摘したところであるが、本件監査期間中に、このような事態に至ったことは遺憾である。

市内には１，０００にも及ぶ大小様々な自治会があり、地域のつながりの希薄化も進む中で、町自治会交付金の交付金額の算出根拠となる加入世帯数については、毎年４月１日現在の自治会ごとの正確な加入世帯数を把握することは困難なことから、各自治会から申請のあった加入世帯数に基づき、町自治会交付金を交付してきたことはやむを得ないところである。しかしながら、自治会長の交代も頻繁にある中で、加入世帯数の定義や考え方を自治会側に十分に周知しきれていなかったこと、実際の加入世帯数を上回っている申請があった場合のチェック機能と過大請求への抑止機能を有しておらず、制度疲労を起こしていたことは否定できない。

＜甲＞ （乙）、（丙）は、制度疲労についてどのように考えているのか。

キ 市政情報 報道発表資料（丙）「町自治会交付金の申請内容に関する調査結果について」２０２５年２月２５日 資料提供（投げ込み）
令和７年２月２１日（金）

（甲第３号証）＜抜粋＞

本市から自治会に交付した令和６年度町自治会交付金の申請内容に関し、令和６年７月の新聞報道を受け、令和６年８月から同年９月まで市営住のみで構成される自治会について先行して調査を行い、同年１０月２日にその結果を公表しました。

今回、それ以外の自治会のうち、申請された自治会加入世帯数と住民基本台帳の世帯数の差が大きい自治会など３７自治会について調査を行いました。

２ 調査

（１）調査対象

これまで自治会加入世帯数の確認については、町自治会交付金の申請受付時において、申請された自治会加入世帯数と住民基本台帳の世帯数を比較することで確認してきました

が、先行して実施した市営住宅のみで構成される自治会に対する調査の結果を踏まえ、令和 6 年度に町自治会交付金の交付申請をした 1, 0 2 0 自治会のうち、申請された自治会加入世帯数に対する住民基本台帳の世帯数の割合が一定割合以上あった自治会など 3 7 自治会に対し調査を行いました。

(3) 調査結果

交付申請書の記載件数と調査による確認件数に差異があった自治会は 2 2 自治会で、アパート、マンション等の集合住宅で入退会状況の把握が困難であったことから前年度の申請と同じ数で申請していたことなどがわかりました。

3 今後の対応

2 2 自治会から提出された修正の申出に基づき、町自治会交付金の交付決定の一部取消及び交付金（差額分）の返還の手続を進めます。

（甲第 5 号証）

〇〇自治会と〇〇〇〇〇〇〇〇（賃貸マンション）の自治会加入申込書の特徴

自治会費：一戸当たり正会員（3, 5 0 0 円）の半分 1, 7 5 0 円を支払う契約になっている。

尚、空室は加味しないものとする。

<甲> 差が小さい自治会も過大請求を行ってきたことに間違いはないので除外する蓋然性はない

（甲第 4 号証）より 抜粋

<〇〇〇自治会>令和 3 年～令和 6 年度 過大請求表

自治会名	摘 要	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 6 年訂正	過大数	返還金	乖離率 %	自治会長 報酬金返還
〇〇〇	加入世帯数	170	170	170	170	131	39	8, 970	30	7, 800
	広報配布数	170	170	170	170	131	39	42, 120	30	

ク 住民監査請求監査 「町自治会交付金等の過大請求に関する事項」
津市監査委員告示第 4 号 令和 7 年 3 月 3 1 日

<抜粋>

1 確認した事実の概要

(3) 加入世帯数及び広報等配布対象件数の確認方法について

町自治会交付金を算定するための基礎となる加入世帯数及び広報等配布件数については、各自治会長から提出される町自治会交付金申請書（以下「申請書」という。）に記載されている数値が、前年度に申請された世帯数、件数及び3月末時点での住民基本台帳の世帯数と比較し、大きな乖離がある場合に、受付担当者が各自治会長に誤りがないかを確認することとされている。

＜甲＞ 「大きな乖離がある場合」は、明らかにされない数値であるので恣意的な運用が可能となる。陳述では、「申請時には住民基本台帳上の世帯数を上回っていないか確認した上で」と述べている。

(2) 財務会計上の行為から1年経過後に請求する場合は、その正当な理由

ア (1)のカの文中に、(1)のア「監査公表（令和2年度）定期監査・行政監査」で町・自治会の交付金・報償金が増えられているのを知った。該当の町・自治会が、不明であり、どのように改善されたかをそれ以後の定期監査で報告されていない。

イ (丙)も出席していた住民監査請求監査(1)のオで「申請時には住民基本台帳上の世帯数を上回っていないことを確認した上で交付金の交付確定を行っており」の答弁があったので、住民基本台帳上の世帯数を上回っていた場合は、当然、調査されているものと思っていた。

ウ A：「明瞭に住民基本台帳上の世帯数を基準とする運用(1)のウ、(1)のオ」

(1)のウ：住民基本台帳上の世帯数を下回っていたことから調査対象から除く

(1)のオ：申請時には住民基本台帳上の世帯数を上回っていないか確認した上で交付金の交付確定

B：「基準との差の大きい及び一定割合以上(1)のキ、乖離(1)のク」

(1)のキ：自治会加入世帯数と住民基本台帳の世帯数の差の大きい自治会

住民基本台帳の世帯数の割合が一定割合以上

(1)のク：前年度に申請された世帯数、件数及び3月末時点での住民基本台帳の世帯数と比較し、大きな乖離がある場合（かい離

率（％）で表記されるのか？）

＜甲＞ A，Bのような運用の差異は、不適當である。

エ 甲第6号証 公開質問状（甲）の質問 令和7年3月17日＜抜粋＞
問10 過去に遡って町自治会交付金の調査を行なわない理由、
町自治会交付金及び自治会長報償金の過大請求分の返還を求め
ない理由を教えてください。

甲第7号証 公開質問状（乙）の回答 令和7年4月11日＜抜粋＞
（乙）の回答 申請年度の基準に基づき、申請された自治会加入
世帯数を審査し、交付決定及び額の決定を行っていたことから、
改めて過去分について聞き取り調査等を行い、返還を求めること
は考えていません。

(1)のウ：町自治会の加入世帯数及び広報誌等の配布対象件数を同数
で申請する ＜○○○○自治会＞

(1)のキ：入退会状況の把握が困難であったことから前年度の申請と
同じ数で申請 ＜○○○自治会＞

＜甲＞ 申請年度の基準：津市の人口減少を勘案すると、申請年
度の世帯数は年度により変化しても基準を年度ごとに変える
のは、統一性に欠ける。

オ 甲第2号証 市営住宅の入居者のみで構成される自治会 過大請求一
覧表

甲第4号証 それ以外の22の自治会 過大請求一覧表

監査公表（令和2年度）定期監査・行政監査で指摘されてから、令和
3年度～令和6年度と経過しても何ら改善されていない。

それは、甲第2，4号証の町自治会交付金過大請求一覧表及び(1)のウ
前年度の申請と同じ数で申請から明らかで、過去の数値が令和6年度の
加入世帯数・広報配布数と同一、酷似している。

(3) 結論

（乙）が規則第13条に規定される交付金の返還求権の行使及び報償金
の返還求を怠っていると考え、また、法第242条第1項に規定される住
民監査請求の対象とする財務会計行為としての「財産の管理を怠る事実」
に該当すると考える。

(4) 措置の請求

ア 割合が一定割合以上、大きな乖離がある場合ではなく、単純に住民基

本台帳上の世帯数とする。「監査公表（令和２年度）定期監査」で指摘されたような場合は、「町・自治会員名簿の提示を求める」により加入世帯数の徹底した確認を行う。

イ 実際の加入世帯数を上回っている申請があった場合、（乙）は、規則第１０条の規定に基づく調査を実施し、過大請求となっている事実が認められた場合は、過年度に遡り、規則第１３条の規定に基づく交付金の返還、報償金の返還を求める。津市長

ウ 該当の町・自治会名を公表する。

エ 全ての町・自治会に対し、町・自治会員名簿の作成を義務付ける。

第２ 監査の実施

１ 監査の対象事項

第１の３の(4)措置の請求のうち、イについては、住民監査請求の対象である財産の管理を怠る事実の有無に係る請求であることから、適法な監査請求であると判断し、監査の対象とした。

なお、第１の３の(4)措置の請求のうち、ア、ウ及びエについては、いずれも住民監査請求の対象に該当しないことから、不適法な監査請求であると判断し、監査の対象外とした。

２ 監査の手続

本件監査請求の監査の手続については、次のとおり行った。

監査対象部局を市民部地域連携課とし、請求人の立会いのもと関係職員
の陳述を聴取した。

第３ 監査の結果

１ 確認した事実

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、監査対象部局から提供を受けた関係書類、令和７年７月１４日に請求人及び関係職員から聴取した陳述により確認した事実を整理した内容は次のとおりである。

(1) 津市町自治会交付金について

津市町自治会交付金（以下「町自治会交付金」という。）は、町自治会活動を推進し、住民福祉の向上を図るため、町自治会に交付する交付金で、町自治会の運営及び管理に関する事業や本市が発行する広報誌等の配布に関する事業などを対象としている。

町自治会交付金は、ア及びイに掲げる事業の区分に応じ、ア及びイに掲げる額を限度とし、予算で定める範囲内において交付している。

ア 町自治会活動事業

次の(7)及び(4)に掲げる額の合計額

(7) 世帯割額

町自治会の加入世帯数（町自治会交付金の交付を受けようとする年度の4月1日（以下「基準日」という。）現在における加入世帯数）に230円を乗じて得た額

(4) 均等割額

15,000円

イ 広報配布等協力事業

町自治会が配布する広報誌の配布対象件数（基準日において配布の対象となる世帯及び事業所の数をいう。）に1,080円（令和7年度から770円）を乗じて得た額

(2) 町自治会長報償金について

町自治会長報償金は、アとイの合計額、またはウのいずれか多い額を交付している。

ア 世帯割額

町自治会の加入世帯数（町自治会交付金の交付を受けようとする年度の4月1日（以下「基準日」という。）現在における加入世帯数）に200円を乗じて得た額

イ 均等割額

30,000円

ウ 最低額

45,000円

(3) 申請された町自治会加入世帯数の確認について

町自治会交付金の町自治会事業の算出は、町自治会の実態に即した支援を行うことができるよう町自治会加入世帯数によって行っており、当該世帯数の確認は、町自治会からの交付申請時に行っている。

本市では、住民基本台帳の世帯数は、町自治会加入世帯数と必ずしも一致するものではないものの、一定の指標とすることができる数値であると考えており、町自治会交付金の申請に係る町自治会加入世帯数が適正であるかを確認するための基準として、住民基本台帳の世帯数を使用している。

(4) 令和2年度の定期監査を受けて是正した内容等について

申請された町自治会加入世帯数については、令和２年度の定期監査において、「住民基本台帳における町名と自治会名が一致している自治会について世帯数を確認してみると、大多数の自治会の加入世帯数は台帳上の世帯数と近似値となっている一方で、台帳上の世帯数を大きく上回る自治会も複数見受けられた。

住民基本台帳上の世帯数を大きく超過する理由が見当たらない場合は、自治会員名簿の提示を求めるなど、より適正な加入世帯数の確認に努められたい。」という指摘を受けた（令和３年２月１９日付け津市監査委員告示第１号のとおり。）。

本指摘を受け、申請された町自治会加入世帯数と住民基本台帳の世帯数を確認し、申請された町自治会加入世帯数が住民基本台帳の世帯数を大きく超過する場合には、町自治会に対し聞き取りや町自治会加入世帯数が確認できる資料の提出を求めるなど調査を行い、町自治会加入世帯数の確認作業を行うこととした。また、町自治会交付金交付申請書の記入要領において、前年度の申請数や自治会名簿等を確認して正確な町自治会加入世帯数の記載を求めるとともに、関係書類その他の物件を調査することがある旨の周知を行うこととした（令和３年６月８日付け津市監査委員告示第７号のとおり。）。

これらの対応については、令和３年度以降も継続して実施している。

- (5) 申請された町自治会加入世帯数と住民基本台帳の世帯数との乖離に係る値について

申請された町自治会加入世帯数と住民基本台帳の世帯数を確認し、一定の乖離が見られる場合には、町自治会に対し聞き取り等の調査を行っている。この一定の乖離の値は、過去の聞き取り調査等の結果を踏まえて設定している値。この値は、公にすることにより、事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、津市情報公開条例（平成１８年条例第２２号）第７条第６号の規定に準じ不開示としている。

- (6) 請求人の請求に対する監査対象部局の回答

ア 第１の３の(1)のア 「(乙)、(丙)は、監査委員より指摘を受けても、これまで、なぜ有効な対策をとろうとしなかったのか？」に対する回答

「(4)令和２年度の定期監査を受けて是正した内容等」のとおり。

イ 第1の3の(1)のイ 「市営住宅を担当する部署は正確な入居戸数を把握していたが、市役所内の連携が不十分で、自治会から申請を受け付ける部署が確認していなかった。」に対する回答

市営住宅課が把握をしているのは入居状況であり、町自治会加入世帯数ではない。また、町自治会は任意の団体であり、町自治会の区域に居住する者であっても町自治会に加入していないケースや、二世帯住宅などで一戸に入居している複数世帯が町自治会にそれぞれ加入しているケース、町自治会の区域外に転居した世帯が引き続き転居前の自治会に加入するケースがあるなど実態は様々。これらのことから、市営住宅課が把握している入居状況が、町自治会交付金の算出の根拠となるとは考えていない。

しかしながら、令和6年7月の新聞報道を受けて調査を行ったところ、市営住宅の入居戸数は、町自治会加入世帯とは必ずしも一致しないものの、一定の指標とすることができる数値であることが確認できた。このことを受けて、市営住宅課と協議をし、町自治会側から入居戸数に係る問合せがあった場合、回答をしてもらえるように調整をしたので、市営住宅の世帯のみで構成されている町自治会には、申請書を作成する際に、市営住宅課から教えてもらえる入居戸数も参考にできることを伝えている。

ウ 第1の3の(1)のウ 「各棟の班長等が、棟の郵便受けから推測できるのでは？交付金要件を拡大適用し、できるだけ交付金を交付しようとする意識が、組織全体に通底している。」に対する回答

市営住宅の入居戸数は、町自治会加入世帯数ではない。

なお、市営住宅のみで構成される町自治会に対し、現地調査をしたところ、郵便受けの状況については、入居している部屋であっても郵便物が何日も取られていないものや、未入居と認識されている部屋であるにもかかわらず以前に入居していたと思われる者の氏名が掲示されているものがあった。このことから、そもそも郵便受けの状況は入居状況を確定できるものではないと判断している。

また、町自治会交付金は、津市町自治会交付金交付要綱に基づいて交付している。

エ 第1の3の(1)のエ 「大きな乖離とは、どのような数値（％）であるのか不明である。株式と同様に乖離率を考えると

乖離率＝（（申請世帯数－住民基本台帳上の世帯数）／住民基本台帳上の世帯数）×１００となる。

この数値を（甲第２号証）（甲第４号証）に記入した。そこから乖離率２％以上が対象となった事が読み取れる。乖離率は、世帯数が多い自治会程、基準上の世帯数が大きな値となるので運用するなら１％とすべきである。」に対する回答

「(4)申請された町自治会加入世帯数と住民基本台帳の世帯数との乖離に係る値について」に記載したとおり。

オ 第１の３の「(1)のオ（住民基本台帳の世帯数）を上回るか否かで判断することは、単純明快な方法である。」に対する回答

請求者の引用部分は令和６年８月１９日に請求者が請求した住民監査請求監査の適法性等について津市監査委員が判断したものと考えている。

請求者は、この判断内容を引用し、「（住民基本台帳の世帯数）を上回るか否かで判断することは単純明快な方法である。」と意見を述べている。

監査委員の判断内容に対する請求者の意見の関連性は不明であるが、申請された町自治会加入世帯数の確認は「(3) 申請された町自治会加入世帯数の確認について」に記載したとおり。

カ 第１の３の(1)のカ 「（乙）、（丙）は、制度疲労についてどのように考えているのか。」に対する回答

町自治会交付金事業にあっては、監査委員からの意見やこれまでの調査結果を踏まえ、申請された町自治会加入世帯数と住民基本台帳の世帯数との乖離の割合の見直しを行っているほか、誤った認識による申請を防ぐための周知や申請書の様式の見直しを行っている。

キ 第１の３の(1)のキ 「差が小さい自治会も過大請求を行ってきたことに間違いはないので除外する蓋然性はない。」に対する回答

町自治会交付金の申請があった際、全ての町自治会に対し、申請された町自治会加入世帯数と住民基本台帳の世帯数の確認をしている。

ク 第１の３の(1)のク 「「大きな乖離がある場合」は、明らかにされない数値であるので意的な運用が可能となる。陳述では、「申請時には住民基本台帳上の世帯数を上回っていないか確認した上で」と述べている。」に対する回答

乖離に関する数値を明らかにしていない理由は、「(5) 申請された町自治会加入世帯数と住民基本台帳の世帯数との乖離に係る値について」に記載したとおり。陳述については、河芸総合支所地域振興課が陳述した内容であり、河芸総合支所地域振興課が、令和7年2月27日付け津市監第59号で通知のあった住民監査請求監査において、津市認可地縁団体〇〇自治会から申請された町自治会加入世帯数の確認について述べたものと理解している。

- (7) 令和6年度に町自治会交付金を返還した自治会の中に、町自治会長報償金を返還していない町自治会があることについて

町自治会長報償金額には最低額が規定されていることから、町自治会加入世帯数の修正前と修正後で報償金額に差異が生じなかった町自治会については、返還が発生しなかった。

2 監査の対象事項に係る判断

本件監査請求は、請求人の主張する対象町自治会が、町自治会交付金及び町自治会長報償金の算定基礎となる基準日における町自治会加入世帯数を過大に申請した事実起因する財産の管理を怠る事実の有無について、また当該事実が認められた場合は、過年度に遡り、津市自治会等交付金交付規則（平成31年規則第13号。以下「規則」という。）第10条に基づく調査の実施及び同規則第13条に基づく町自治会交付金の返還に併せて町自治会長報償金の返還の必要性があるか否かとし、監査を実施した。

町自治会の地区割は住民が自ら決定しており、本市が定める住民基本台帳の地区割と異なること、さらに町自治会への加入は任意であることから、町自治会交付申請書に記載された基準日における町自治会加入世帯数と住民基本台帳の世帯数を比較検証する監査対象部局の調査は、基準日における町自治会加入世帯数を正確に把握できるとは必ずしも言えないが、本来は町自治会が正確に把握すべき基準日における町自治会加入世帯数を、限られた情報及び手段の中、確認するための方法として一定の合理性が認められたため、監査対象部局は、町自治会交付金制度の運用を図るための適正な事務を遂行していると判断した。

また、請求人は、甲第2号証及び甲第4号証（以下「甲第2号証等」という。）を添付し、甲第2号証等に記載の令和6年度における乖離率（町自治会交付申請書に記載された町自治会加入世帯数と修正後の世帯数の相違）を根拠として、甲第2号証等に記載の町自治会が、令和3年度から令

和 5 年度において基準日における町自治会加入世帯数を過大に町自治会交付申請書に記載していると主張するが、本件住民監査請求書、請求人の陳述、監査対象部局の提出書類及び監査対象部局の陳述を総合的に判断し、令和 6 年度に支出された町自治会交付金及び町自治会長報償金の返還があった事実をもって、当該町自治会が令和 3 年度から令和 5 年度において基準日における町自治会加入世帯数を過大に請求している事実があるとは判断できなかった。

3 結論

請求人の主張する法第 242 条第 1 項に規定される財産の管理を怠る事実はなかったと判断し、本件住民監査請求を棄却とする。

以上